

介護保険認定を
受けられている方に

介護保険負担割合証を送付します

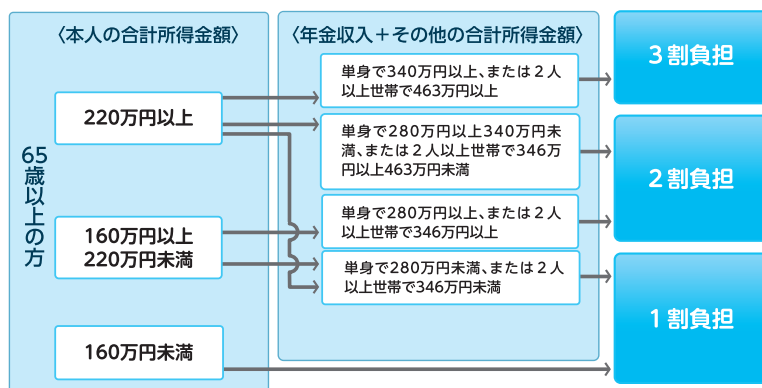
介護保険の認定を受けている方に、令和2年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、右の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は右にかかわらず1割負担

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護認定給付担当(市役所1階⑦番窓口) ☎32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

利用者負担判定の流れ



介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険負担限度額認定の更新申請を受け付けています。現在認定を受けている方も引き続き認定を希望される場合、毎年申請が必要となっていますのでご注意ください。適用要件は一覧のとおりです。なお、認定を受けていない方の申請は随時受け付けています。

利用者負担段階と負担限度額

負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養等)		320円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型個室の多床室	490円		
第2段階	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養等)		420円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型個室の多床室	490円		
ユニット型個室	820円				
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養等)		820円
			(老健・療養等)		820円
		ユニット型個室の多床室	1,310円		
ユニット型個室	820円				
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし(施設との契約額を支払うこととなります)			

※段階の判定の基準となる合計所得金額は、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

【お問い合わせ・申請先】市介護福祉課介護認定給付担当(市役所1階⑦番窓口) ☎32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp